

## DNA型検査又は血液型検査に係る検査試料及び個体遺伝情報取扱方針

公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナル（以下「本財団」という。）は、本財団の登録事業を通じて得られた検査試料（毛根又は血液）及び個体遺伝情報（検査結果）を適正に取扱うため、以下の取り組みを推進します。

1. 検査試料は、登録申込にあたってその利用目的をお知らせした上で提出を受け、検査機関に検査を委託します。また、検査試料から取得した個体遺伝情報は、その利用目的の達成に必要な範囲内で取扱い、公表しません（別記をご覧ください）。
2. 検査試料の所有権及び個体遺伝情報を保有する権利は、本財団に帰属します。
3. 検査試料の紛失、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のための措置を講じるとともに、検査対象馬が特定できないよう馬の情報を取り除いて管理します。
4. 個体遺伝情報は、安全管理のため暗号化し、本財団の理事長が指定する管理責任者のみが取扱い、安全管理のための必要かつ適切な措置を講じます。
5. DNA型検査又は血液型検査の委託先は、国際血統書委員会と国際動物遺伝学会が共同して定める基準を満たす検査機関（日本では公益財団法人競走馬理化学研究所）を選定し、委託先と締結した委託契約により検査試料が適正に検査に供され、個体遺伝情報が安全に管理されるよう厳正な監督業務の実施を図ります。
6. 検査試料及び個体遺伝情報の保存期間は、30年間とします。ただし、利用目的の範囲において更に保存が必要な場合には、保存期間を延長する場合があります。保存期間が経過したものは、これを廃棄又は消去します。

令和5年3月31日

公益財団法人 ジャパン・スタッドブック・インターナショナル  
理事長 福井 紳弥

## 検査試料及び個体遺伝情報の利用目的について

本財団は、軽種馬の登録事業を実施するため、下表の利用目的の達成に必要な範囲内で検査試料及び個体遺伝情報を利用します。

項目	利用目的
検査試料	① 個体遺伝情報の取得 ② 遺伝可能な遺伝子の操作を立証するために必要な情報の取得
個体遺伝情報	① 親子関係の審査 ② 個体識別の審査 ③ 輸出馬（受胎している場合は当該馬に種付した種雄馬を含む。）について、国際血統書委員会が承認した血統登録機関若しくは競馬機関又は国際血統書委員会が特に必要と認めた血統登録機関へ提供